

モリマシナリー株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日～2026年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1: 出産・育児を目的とした休暇(会社独自の「出産・育児のための特別休暇」)を取得する社員の割合を 80%以上 とする。

【出産・育児のための特別休暇】

本人または配偶者が出産を予定している社員が、出産・育児の支援を目的に、出産予定日の前後6ヶ月の間に1時間単位、合計40時間、有給の特別休暇を取得できる制度(時短勤務者は30時間)

<対策>

- 2024年4月以降随時実施
 - ・妊娠の報告があった際に「出産・育児のための特別休暇」の案内文を交付する
 - ・取得期限が迫っている社員本人に取得を促す案内文を交付する
 - ・周知ポスター・案内文作成

目標 2: 社員が育児休業を取得し易い環境を構築するため、社員が育児休業を取得した事例を収集し、社内共有する。

<対策>

- 2024年4月以降随時実施
 - ・事例収集項目検討
 - ・育児休業取得予定者に対して事例収集文書配布
 - ・事例収集文書回収、とりまとめ、育児休業取得予定者に情報提供の実施

以上